附属書第一二・一二項を次のように改める。

一二一・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
一二一二・二一	海草その他の藻類
一二一二・二九	食用に適するもの
一二一二・九一	その他のもの
一二一二・九二	その他のもの
一二一二・九三	てん菜
一二一二・九四	ローカストビーン（キャロブ）
一二一二・九九	さとうきび
	チコリーの根
	その他のもの

附属書第一五・〇一項及び第一五・〇二項を次のように改める。

一五・〇一	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）
一五〇一・一〇	ラード
一五〇一・二〇	その他の豚脂
一五〇一・九〇	その他のもの
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）
一五〇二・一〇	タロー
一五〇二・九〇	その他のもの

附属書第一六類の号注2中「及び甲殻類」を「並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物」に改める。

附属書第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一七	うなぎ

附属書第一六・〇四項中

「	一六〇四・三〇

を

	キャビア及びその代用物

に改める。

一六〇四・三一	キャビア
一六〇四・三二	キャビア代用物

附属書第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
一六〇五・一〇	かに
一六〇五・二一	シュリンプ及びプローン
一六〇五・二九	気密容器入りでないもの
一六〇五・三〇	その他のもの
一六〇五・四〇	ロブスター
	その他の甲殻類

一六〇五・五一	軟体動物
一六〇五・五二	かき
一六〇五・五三	スキャロップ（いたや貝を含む。）
一六〇五・五四	い貝
一六〇五・五五	いか
一六〇五・五六	たこ
一六〇五・五七	クラム、コックル及びアークシェル
一六〇五・五八	あわび
一六〇五・五九	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）
一六〇五・六一	その他のもの
一六〇五・六二	その他の水棲無脊椎動物
一六〇五・六三	なまこ
一六〇五・六九	うに
	くらげ
	その他のもの

附属書第一七類の号注1中「第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号」を「第一七〇一・一二号、第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号」に改め、同号注に次のように加える。

2　第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

附属書第一七〇一・一一号を削り、同附属書第一七〇一・一二号の次に次の二号を加える。

一七〇一・一三	この類の号注2の甘しや糖
一七〇一・一四	その他の甘しや糖

附属書第二〇・〇八項中

「	二〇〇八・九二

を

	混合したもの

二〇〇八・九三	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）
二〇〇八・九七	混合したもの

に改める。

附属書第二〇・〇九項中

「	二〇〇九・八〇

を

	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

二〇〇九・八一	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）のジュース
二〇〇九・八九	その他のもの

に改める。

附属書第二一類の注3中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。